

## ◎ごみの収集

	月	日	業務内容	ごみを出す時間
年 末	平成29年 12月	25日(月) ~27日(水)	平常どおり収集	必ず午後8時まで に出してください。
		28日(木)	町内全地区収集 (可燃物ごみ) ※ (注1)	必ず午後8時まで に出してください。
		29日(金) ~31日(日)	休 業	
年 始	平成30年 1月	1日(月) ~3日(水)	休 業	
		4日(木)	志賀・比井崎地区収集	必ず午後8時まで に出してください。
		5日(金)	内原地区収集	必ず午後8時まで に出してください。
※指定袋またはステッカーを貼って出してください ※ステッカーを貼っていても、指定袋より大きいものは収集しません のでご注意ください ※ゴミの分別にご協力ください				

〈連絡先〉細川志織 ☎63・3599

(注1) 12月28日(木)は内原地区(原谷・萩原・荊木・池田・高家・小中)も含み町内全域の可燃物ごみの収集をいたします。

(注2) 年末年始のごみの収集は、通常ルートおよび時間を変更して収集することがあります。ごみは必ず午後8時までに出してください。午後8時を過ぎて出されると指定場所であっても回収されないことがありますのでご注意ください。

## ◎し尿汲み取り

	月	日	業務内容	備考
年 末	平成29年 12月	27日(水)	午前中で業務を終了	年末の汲み取り申し込みはできるだけ、12月20日頃までをお願いします。
年 始	平成30年 1月	4日(木) ?	平常どおり営業	(日曜日は休業)

〈連絡先〉内原地区(一部地区除く)

(有)日高環境サービス(山本) ☎22・7377

☎63・2548

志賀・比井崎・小中・高家(一部)地区

(有)タカミ ☎63・2363

## ◎清掃センターへのごみの直接持ち込みについて

年末は、12/24(日) 8:30~11:30 12/29(金) 8:30~15:00

12/25(月)~12/28(木) 8:30~16:00

年始は、1/4(木)から通常受付 8:30~16:00となります。

役場発行の“ごみ持込許可書”が必要です。

12/29(金)のごみ持込許可書の発行は、12/28(木)までとなります。



## 住民福祉課 お知らせ

お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。

年末・年始のごみ収集、  
し尿汲み取りのお知らせ

年末年始のごみの収集は、左記のとおりです。  
お間違えのないようお願いします。  
指定日以外の日にごみは出ささないでください。





# 75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者  
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

## 助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目は同様のものを、1万円で販売します。  
※助成券はお一人につき、最大2冊まで
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成30年3月末までです。



## 対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和18年4月1日以前に生まれた方)  
※(注)・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



## ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

### ■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

### ■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

## 野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

